

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年10月20日（令和2年（行個）諮問第168号）

答申日：令和5年1月16日（令和4年度（行個）答申第5174号）

事件名：本人に対する休業補償給付の支給決定に係る調査結果復命書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、令和2年特定日付けで特定労働基準監督署から支給決定を受けた労災請求にかかる、決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月14日付け東労発総個開第2-255号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

通知のあった、原処分の黒塗り部分の開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加及び修正部分は、下記3（2）及び別表における下線部分である。）。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、令和2年6月17日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年7月29日付け（同月31日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分の一部を

新たに開示することとした上で、別表の2欄に掲げる情報を不開示とすることが妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について (略)

(2) 不開示情報該当性について (別表の2欄に掲げる部分)

ア 法14条2号該当性

(ア) 文書1, 2の①及び3の①の不開示部分は、審査請求人以外の姓、氏名、印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 文書2の②及び3の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者等が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の特定期間の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性

文書1, 2の①及び3の①には、労働基準監督官が面接・電話をした人物の情報が記載されている。これらの情報を開示すると、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性

文書2の②及び3の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の特定期間の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、

聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

文書3の②の不開示部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分における不開示部分のうち、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとした上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年10月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月6日 審議
- ④ 令和3年2月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 令和4年12月12日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和5年1月11日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項として法14条3号イを追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番5は、面談記録の記載の一部であり、特定労働基準監督署の職員が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容である。

当該部分は、原処分において開示されている情報から推認できる内容であるか、又は審査請求人が特定事業場の従業員であることを踏まえる

と、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、同号ただし書イに該当すると認められる。また、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1及び通番3

通番1は、調査結果復命書の調査記録・調査内容欄の記載の一部、通番3は、面談記録の記載の一部であり、特定労働基準監督署の職員が特定事業場を調査するに当たって面談した特定事業場関係者の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該特定の個人を識別することができるものに該当する。

そこで、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法15条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2、通番4及び通番6

当該部分は、調査結果復命書のうち調査記録・調査内容欄並びに面談記録及び電話聴取書の記載の一部であり、業として特定事業場を補佐する者の職氏名である。

当該部分は、これを開示すると、当該個人が業としてどのような事業場の補佐を行っているのか等が明らかとなり、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番5及び通番7

当該部分は、面談記録及び電話聴取書の記載の一部であり、特定労働基準監督署の職員が審査請求人以外の特定の個人から聴取した内容

である。

このため、当該部分は、これを開示すると、被災労働者等からの批判等を恐れ、被聴取者等が自身の認識している事実関係等について率直な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号、文書名及び頁		2 諮問庁が不開示とすべきとしている部分等		通番	3 2欄のうち新たに開示すべき部分
		不開示部分	法14条各号該当性等		
1	調査結果復命書	1	a 2頁不開示部分 (bを除く。)	2号, 3号イ	1 -
		8	b 2頁「調査記録・調査内容」欄3行目10文字目ないし16文字目		2 -
2	聴取書等①	1	① a 1頁「面談相手」欄不開示部分 (① bを除く。)	2号, 3号イ	3 -
		3	① b 1頁「面談相手」欄2行目		4 -
			② 不開示部分 (①を除く。)	2号, 7号柱書き	5 1頁10行目2文字目ないし最終文字, 19行目4文字目ないし19文字目, 23行目1文字目ないし24文字目, 2頁1行目6文字目ないし最終文字, 5行目6文字目ないし6行目, 8行目, 12行目1文字目ないし16文字目, 17行目1文字目ないし14文字目, 26文字目ないし18行目13文字目, 3頁1行目6文字目ないし2行目, 6行目2文字目ないし最終文字, 8行目1文字目ないし17文字目, 10行目1文字目ないし20文字目, 17行目7文字目ないし18行目15文字目, 27文字目ないし19行目
3	聴取書等	1	① 1頁「被聴取人」欄不開示部分	2号, 3号イ	6 -

②	② 不開示部分最終行	新たに開示	—	—
	③ 不開示部分（①及び②を除く。）	2号, 7号柱書き	7	—

（当審査会注）

文書1及び文書2の①に係る2欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事務局において整理した。